

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者は合計350万人以上と推計される。その感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされてきたことが、肝炎対策基本法において規定されており、国の法的責任が明確にされている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる治療法がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療及びB型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上っている。特に、肝硬変・肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、肉体的・精神的苦痛を受け生活に支障を来している状況である。

また、肝硬変患者に対する生活支援の制度である身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準は、医学上極めて厳しいため、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うべきである。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて